

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月16日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全部の分課) 第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>生活環境課に、サイバー犯罪対策室を置く。</u></p> <p>(生活環境課) 第18条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。</p> <p><u>(9) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p><u>(10)～(12) 略</u></p> <p><u>(13) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p><u>(14)～(17) 略</u></p> <p>2 <u>サイバー犯罪対策室においては、前項第8号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(首席監察官) 第35条 警務部に、首席監察官1人を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられ、又は警視の階級にある警察官をもって充てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(課長等)</p>	<p>(生活安全部の分課) 第4条 生活安全部に、次の課を置く。 (1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(生活環境課) 第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略</p> <p>(8) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。<u>(他の課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(9)～(11) 略</u></p> <p><u>(12) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の無体財産権関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p><u>(13)～(16) 略</u></p> <p>(首席監察官) 第35条 警務部に、首席監察官1人を置き、<u>参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(課長等)</p>

第39条 略

2 略

(統括監)

第40条 警務部に、統括監2人を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

(室長等)

第41条 略

2 略

(監察官)

第43条 略

2 略

(交通反則通告官)

第44条 交通部に、交通反則通告官1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(交通管制官)

第45条 略

(災害対策官)

第45条の2 警備部に、災害対策官1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 災害対策官は、上司の命を受け、第32条第1号、第2号、第7号及び第

第39条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(統括監)

第40条 警務部に、統括監1人を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

(室長等)

第41条 略

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者支援室長、鉄道警察隊長、少年サポートセンター長及び運転免許センター長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(監察官)

第43条 略

2 前項の規定にかかわらず、監察官のうち1人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(交通反則通告官)

第44条 交通部に、交通反則通告官1人を置き、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 略

(交通管制官)

第45条 略

8号に掲げる事務のうち災害対策に関するもの並びに同条第9号及び第10号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(副参事)
第46条 略

(副参事)
第46条 略

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。